（別記２）

雇用就農者実践研修支援事業

第１　事業の内容

農業法人等が新規就農者を雇用し、技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する研修に対して支援（以下「実践研修支援」という。）を行う。

第２　事業の種類

１　農業法人等就業実践研修（以下「法人等就業研修」という。）

農業法人等が新規就農者（以下「法人等就業研修生」という。）に対し、当該農業法人等での農業就業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する以下の研修に対して支援を行う。

（１）農業法人等における職場内での技術、経営ノウハウ習得等に関する実践研修（OJT研修）

（２）外部専門家による人事、労務、経営管理、マーケティング等に関する専門研修

（３）農業経営先進地等の現地調査、講義等による研修

（４）研修指導者等が人材育成や労務管理等の知識を習得するための研修

２　推進事業

１に係る推進事務を行う。

第３　事業の仕組み

国は、事業実施主体に対して、補助金を交付する。

第４　実践研修支援の対象者要件等

１　法人等就業研修の対象者要件

（１）農業法人等の要件

法人等就業研修の対象となる農業法人等は、次の要件を全て満たす者とする。

ア　おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること。

イ　農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、就農に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行うことができ、令和３年度までに研修を開始すること（農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力事業実施要綱」という。）別記１農業次世代人材投資事業の第２の２の経営開始型の交付を受けている経営体ではないこと。）。

ウ　法人等就業研修生に対して十分な指導を行うことのできる指導者（以下「研修指導者」という。）を確保できること。

エ　法人等就業研修生との間で正規の従業員（以下「正社員」という。）として期間の定めのない雇用契約を締結すること。ただし、法人等就業研修後に独立等することを前提とした研修生（以下「期限付き研修生」という。）に対して当該研修を実施する場合については、期間の定めのある雇用契約を締結することができるものとする。

オ　農業の「働き方改革」について、具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、公表等の方法により従業員と共有すること。ただし、既に作成している類似の計画（経営目標等を含む。）があり、公表等の方法により従業員と共有している場合はこの限りでない。

カ　従業員が６か月間継続勤務し、その６か月間の全労働日の８割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続勤務年数１年ごとに、その日数に１日（３年６か月以後は２日）を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。

キ　以下の全ての項目について、就業規則若しくはこれに準ずるものに規定している、又は研修開始後１年以内に新たに規定すること。

（ア）労働時間が６時間を超える場合には45分以上、８時間を超える場合には１時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。

（イ）毎週１日以上又は４週間を通じて４日以上の休日を確保すること。

ク　以下の項目のいずれか１つ以上に既に取り組んでいる、又は研修開始後１年以内に新たに取り組むこと。ただし、（イ）については、既に取り組んでいる、又は研修開始後の翌決算期までに取り組むこと。

（ア）就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結含む。）に年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2,445時間以内とすることを規定すること。

（イ）従業員の人材育成及び評価の仕組みを整備すること。

（ウ）農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。

ケ　原則として雇用保険、労働者災害補償保険の社会保険に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険、健康保険に加入させること。

コ　常時10人以上の従業員がいる農業法人等にあっては、就業規則を定めていること。

サ　過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等、本事業、農業人材力事業実施要綱別記２農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）又は新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和３年１月28日付け２経営第2558号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者確保加速化対策実施要綱」という。）別記２就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、１年を経過している場合はこの限りでない。

シ　法人等就業研修生との間で、原則としてエで締結した雇用契約以前に雇用関係がないこと。

ス　本事業において実施する調査に本事業終了後も協力することを確約していること。

セ　研修の実施について、本事業と重複する国及び地方公共団体による助成を受けていないこと。

ソ　法人等就業研修生の雇用を事由として、本事業の研修期間と重複する期間を対象とした国による法人等就業研修生の人件費に対する助成、雇用奨励金などを受給していないこと。

タ　本事業、農の雇用事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業を実施した農業法人等において、本事業、農の雇用事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の法人等就業研修生として研修実施年度の５か年度前から前年度までに研修を開始した法人等就業研修生（以下「過去に受け入れた法人等就業研修生」という。）の数が２人以上の場合であって、原則として農業に従事している法人等就業研修生の数が、過去に受け入れた法人等就業研修生の数の１／２以上であること。ただし、法人等就業研修生が障害者、生活困窮者及び刑務所出所者等（以下「多様な人材」という。）である場合、法人等就業研修生の死亡、天災その他やむを得ない事情であると事業実施主体が認めた場合は、過去に受け入れた法人等就業研修生から除くことができるものとする。

チ　本事業において同一年度内に法人等就業研修を新たに実施する研修生の農業法人等ごとの人数は、農の雇用事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業において同一年度内に法人等就業研修を新たに実施する研修生数と合わせて、農業部門の従業員数（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する「常時使用する従業員の数」をいう。以下同じ。）10人以上の農業法人等の場合は２人を、農業部門の従業員数20人以上の農業法人等の場合は１人を、それぞれ上限とする。ただし、期限付き研修生についてはこの上限を超えて受け入れることができるものとする。

ツ　原則として、農業法人等の研修指導者等は、雇用就農者の育成強化に資する研修又はセミナーを受講すること。ただし、過去に受け入れた法人等就業研修生の定着率が高い農業法人等、事業実施主体が別に定める場合は除く。

テ　その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

ト　第６の９の（１）の承認を受けた者の場合にあっては、キ及びクの「研修開始後」とあるのは、「農の雇用事業における研修開始後」と読み替えるものとする。

（２）法人等就業研修生の要件

法人等就業研修の対象となる法人等就業研修生は、次の要件を全て満たす者とする。

ア　本事業での研修終了後も就農を継続する強い意欲を有する原則50歳未満の者であること。

イ　新たに農業法人等に正社員として採用された者で採用されてから４か月以上12か月未満の者であること。

ウ　主に農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む）に関する業務に従事すること。

エ　過去の農業就業期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。

オ　本事業において実施する調査に本事業終了後も協力することを確約していること。

カ　当該農業法人等の代表者の親族（３親等以内）でないこと。ただし、集落営農組織（基盤強化法第23条第４項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準ずる組織をいう。）が雇用する場合、当該集落営農組織が法人経営であって、その代表者と同居していない者を雇用する場合等を除く。

キ　法人等就業研修生が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。

ク　以下のいずれかに該当する者であること。

（ア）過去に本事業、農の雇用事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の対象となっていないこと。ただし、過去に本事業、農の雇用事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の対象となった場合でも、研修を中止し、その中止理由が、法人等就業研修生の責めに帰すべき理由による解雇又は法人等就業研修生の都合による離職でない場合は、この限りではない。

（イ）農業人材力事業実施要綱別記２農の雇用事業の第６の２の（１）の承認を令和３年度までに受けており、承認された研修期間が終了していないこと。

ケ　過去に農業法人等で農業人材力事業実施要綱別記１農業次世代人材投資事業の第２の１の準備型（平成28年度以前の青年就農給付金の準備型を含む）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和２年１月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農支援緊急対策事業実施要綱」という。）別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業又は新規就農者確保加速化対策実施要綱別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業で同様の研修を受けていないこと。

コ　その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

２　支援の内容

（１）助成対象期間

　助成対象期間（第６の９の（１）の承認を受けた者は、本事業と農の雇用事業との合計の研修期間）は、３か月以上24か月以内とする。

ただし、（２）のウに対する助成については、承認された研修実施計画の研修期間中の６か月以内（第６の９の（１）の承認を受けた者は、本事業と農の雇用事業における語学研修期間を合計して６か月以内）とする。

（２）助成対象経費

ア　研修指導経費

（ア）教育研修助成金

農業法人等の研修指導者が研修を実施する際の指導に対する助成並びに各種資格取得に向けた講習費、テキスト購入費及び受験料

（イ）外部講師等謝金

研修を実施する農業法人等以外の先進的な農業法人又は専門的な知識を有する者が法人等就業研修生に対して指導を行う際の謝金

（ウ）旅費

法人等就業研修生に対する研修実施及び資格取得に必要な交通費等

（エ）雇用保険料、労働者災害補償保険料

研修実施に当たって法人等就業研修生を対象に加入する雇用保険料、労働災害補償保険料

イ　指導者研修経費

研修指導者等が人材育成や労務管理等の知識を習得するため、専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金、テキスト購入費、研修に必要な交通費

ウ　語学研修費

法人等就業研修生が定住外国人の場合に、法人等就業研修生が日本語研修を受けるために必要な経費

（３）助成額

助成額は、法人等就業研修生１人当たり、（２）のアについては１か月につき９万７千円、（２）のイについては12か月につき12万円を上限とするが、（２）のア及びイを合計して12か月につき120万円を上限とする。また、（２）のウについては１か月につき３万円を上限とする。ただし、法人等就業研修生等が多様な人材の場合は、法人等就業研修生等１人当たり、（２）のアについては１か月につき12万２千円、（２）のイについては12か月につき42万円を上限とするが、（２）のア及びイを合計して12か月につき150万円を上限とする。

なお、第６の９の（１）の承認を受けた者は、本事業と農の雇用事業の助成額を合計して、（２）のイは12か月につき12万円（多様な人材の場合は42万円）、（２）のア及びイを合計して12か月につき120万円（多様な人材の場合は150万円）を上限とする。

第５　農業法人等の手続

１　農業法人等の研修実施計画

実践研修支援を受けようとする農業法人等は、次に掲げる事項を記載した研修実施計画書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（１）農業法人等の概要

名称、所在地、連絡先、経営内容・経営状況、経営の将来計画、研修指導者の氏名等、過去の研修受入数、従業員数及び就業規則の有無

（２）法人等就業研修生の概要

氏名、生年月日、性別、代表者の親族（３親等以内）に該当することの有無、農業経験の有無、農業就業の動機、将来ビジョン、当該経営体での農業就業体験の実績及び社会保険適用の有無

（３）研修計画

研修期間、習得を目指す技術及び経営ノウハウ並びに具体的な研修内容

（４）雇用労働条件

当該法人等就業研修生との雇用契約の締結日、雇用期間の有無、雇用形態、給与形態及び賃金月額

（５）定着状況及び「働き方改革実行計画」

過去に受け入れた法人等就業研修生の定着状況、農業の「働き方改革」の実施状況及びそれらを踏まえた「働き方改革実行計画」等

（６）労働環境を向上させる事項

休憩、休日、有給休暇、労働時間、人材育成・評価の仕組み及び農業の「働き方改革」に資する施設整備の状況

（７）その他必要な事項

当該法人等就業研修生受入れに伴う国又は地方自治体による他の助成の有無、過去の雇用・研修に関する法律違反等のトラブルの有無、その他事業実施主体が審査等に必要と定める事項

２　研修実施計画の変更

農業法人等は、研修実施計画に事業実施主体が定める事項について著しい変更がある場合には、研修実施計画を変更し、事業実施主体に提出するものとする。

３　研修の中断・中止

農業法人等は、研修期間中に傷病その他の事由により研修の中断又は中止が必要となった場合、速やかに事業実施主体に報告するものとする。

４　助成金の交付申請

農業法人等は、助成金申請額の内訳及び助成金の振込先を記載した助成金交付申請書（兼研修終了報告書）及び研修記録簿等を事業実施主体に提出するものとする。なお、研修記録簿は、研修実施日、研修内容、法人等就業研修生の所感（疑問、課題等）の内容及びそれに対する研修指導者の対応及び指導結果等、研修の内容を記録したものとする。

５　その他

（１）農業法人等は、法人等就業研修生が第４の１の（２）のクの（イ）に該当する場合、農の雇用事業から本事業に移行し、法人等就業研修を継続して実施することについて申請する。

（２）（１）の申請を行い、第６の９の（１）の承認を受けた者については、１から４までの規定にかかわらず、農業人材力事業実施要綱別記２農の雇用事業の第５の１の（１）、２、４及び５の規定に基づき行うこととする。

第６　推進事業

１　研修実施計画の承認等

（１）研修実施計画の承認

事業実施主体は、第５の１により提出された研修実施計画の審査・選考を行うため、社会保険労務士、農業関係団体等の有識者により構成される事業推進委員会を設置する。事業推進委員会では、研修実施計画の審査に当たっての審査基準を定め、事業実施主体は、当該基準に従って研修実施計画を審査し、適当な研修実施計画を承認する。また、審査に当たっては、過去に受け入れた法人等就業研修生の定着状況、法人等就業研修生の離農に対する改善策の実施状況、経営状況及び多様な人材等就業支援が特に必要と考えられる者など雇用就農の促進・就業定着のために必要と認められる事項を考慮する。

（２）研修実施計画の承認通知

事業実施主体は、承認した研修実施計画を作成した農業法人等に対して研修実施計画を承認した旨の通知書を交付するものとする。事業実施主体は、通知書を交付する場合には、研修の実施に係る留意事項を付すものとする。

（３）研修実施計画の変更承認

事業実施主体は、第５の２により提出された研修実施計画の変更について、（１）に準じて審査、承認するものとする。

（４）研修の中断・中止等の取扱い

ア　事業実施主体は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合又は第５の３により農業法人等から研修の中断若しくは中止が必要となったと報告を受けた場合は、速やかに状況を把握するとともに必要に応じて農業法人等に対し、指導・助言及び調整を行うものとする。

（ア）著しく研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合

（イ）農業法人等又は研修生に研修の継続の意思がないと認められる場合

（ウ）研修期間中に傷病その他の事由により研修の中断又は中止が必要となったと認められる場合

（エ）研修生が提出した書類の内容に虚偽があると認められる場合

（オ）その他事業実施主体が、研修の中断又は中止がやむを得ないと認める事由が発生した場合

イ　事業実施主体は、研修の中断又は中止が適当と判断した場合は、農業法人等に対し研修の中断又は中止を決定した日及び研修を中断又は中止した後の措置について記載した研修中止決定書を通知するとともに、これに基づく、所定の手続を行うものとする。

２　研修会等の開催

（１）研修説明会等の開催

事業実施主体は、法人等就業研修生に対し、研修説明会の開催や就業関する情報提供等を行う。

（２）指導者養成研修の開催

事業実施主体は、法人等就業研修を実施する農業法人等の研修指導者等に対し、適切かつ効果的な研修を行う上で必要な知識を習得させるための指導能力及び雇用管理能力の向上に向けた研修を行う。

（３）事業実施主体は、（１）及び（２）の研修説明会等の実施に当たっては、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すなど経営の安定に資する内容を併せて行うものとする。

３　助成金の支払等

（１）助成金の支払

事業実施主体は、４の研修実施状況の確認並びに第５の４により提出された助成金交付申請書及び研修記録簿等により、要件及び農業法人等が実施する研修の実績を確認した上で、助成金を支払うものとする。なお、事業実施主体が必要と認める場合は助成金を研修計画に基づき支払うことができる。

（２）助成金の返還等

ア　事業実施主体は、次の場合には、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。なお、助成金の返還を求める場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条１項の規定に準じ、返還額に加算金を賦課するものとする。

（ア）著しく研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合

（イ）著しく研修の効果が認められない場合

（ウ）農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。）

（エ）第４の１の（１）のチのただし書の規定により同一年度内に法人等就業研修を新たに実施する研修生の上限を超えて受け入れた期限付き研修生の場合であって、研修終了後に当該期限付き研修生との当初の雇用契約期間を延長し、研修終了又は中止後１年以上継続雇用している場合（適当な農地を探しているなどやむを得ない事情により期限付き研修生の独立等が遅れている場合を除く。）

（オ）（１）のなお書の規定により研修計画に基づき支払った助成金額が研修実績等に相当する助成金額より高かった場合

（カ）本通知、助成金の交付条件及び事業実施主体が定める内規に違反した場合

（キ）虚偽の報告等本事業に関する不正が認められた場合

イ　事業実施主体は、農業法人等の申請により、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の一部又は全部を免除することができる。

ウ　事業実施主体は、農業法人等から返還された助成金がある場合には、返還された全額を毎年９月末日までに国に返還するものとする。

４　研修実施状況の確認等

事業実施主体は、法人等就業研修について、研修開始直後から定期的（年度毎に概ね６か月おき）に現地等にて関係書類の確認並びに農業法人等及び法人等就業研修生に対する聴取により、次に掲げる事項について把握・確認し、必要に応じ農業法人等及び法人等就業研修生の双方に対して適切な指導・助言並びに両者の調整を行うものとする。また、事業実施主体は、都道府県ごとに相談窓口を設置し、相談内容に応じて専門家を派遣できる体制を整備するものとする。

（１）研修実施状況（現地での研修状況及び研修に関する課題）

（２）雇用実態（雇用契約書、賃金台帳、出勤簿、雇用保険及び労働者災害補償保険の加入を証する書類）

（３）その他必要な事項

５　定着状況等の調査

（１）事業実施主体は、法人等就業研修における法人等就業研修生の定着及び独立の状況を研修終了後３年間調査するものとする。

（２）事業実施主体は、（１）の調査等により定着等の状況に関する優良事例を収集・整理し、農業法人等に提供するとともに、農業法人等が当該事例を参考として研修生の定着等に向けた取組を行うように指導するものとする。

６　実践研修支援情報の登録

事業実施主体は、研修実施計画書や助成金交付申請書等の提出があった場合、農の雇用事業データベース（以下「データベース」という。）に情報等を登録する。

７　実践研修支援情報の共有

（１）事業実施主体は、実践研修支援対象者のフォローアップ等のための情報を集約し、必要に応じて本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

（２）（１）を実施するため、事業実施主体はデータベースを作成し、運用する。

（３）農業人材力事業実施要綱別記１農業次世代人材投資事業の第７の１の（６）のアの（イ）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業の第７の６の（１）のイ又は新規就農者確保加速化対策実施要綱別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業の第７の６の（１）のイの照会があった場合、事業実施主体は当該情報を提供する。

８　個人情報の取扱い

国、都道府県、市町村、事業実施主体及び事業実施主体から本事業の一部を受託した者は、本事業の実施に際して得た個人情報について、様式第３号により適切に取り扱うものとする。

９　その他

（１）事業実施主体は、第５の５の（１）の申請があった場合は、予算の範囲内で承認する。

（２）事業実施主体は、（１）の承認を受けた者については、１、２、４から６まで及び８の規定にかかわらず、農業人材力事業実施要綱別記２農の雇用事業の第６の２、３、６から８まで及び10の規定に基づき行うこととする。

第７　事業実施計画等

１　事業実施に関する内規の作成

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は修正した場合には、経営局長の承認を得るものとする。

２　事業実施計画等の作成

事業実施主体は、雇用就農者実践研修支援事業実施計画書（様式第１号。以下「事業計画書」という。）を作成し、交付申請時に添付するものとする。

ただし、交付決定前に事業を実施する必要がある場合は、実施要綱本文第４の２（２）及び（３）により行うこと。。

補助金の使途は、別表１に定める補助対象経費のとおりとし、その範囲及び算定方法については別表２に定めるとおりとする。

また、事業実施主体は、事業の実施において区分ⅠからⅡへの流用がある場合は、事業計画書を変更し、変更承認申請時に添付するものとする。

３　実績報告及び決算報告等

事業実施主体は、雇用就農者実践研修支援事業実績報告書（様式第１号）を該当事業年度の翌年の６月末日までに作成し、経営局長に報告する。

また、事業実施主体は、研修実施状況及び法人等就業研修終了後の定着状況を様式第２号により毎年度経営局長に報告するものとする。

第８　関係機関との連携

本事業の実施に当たって、事業実施主体、都道府県、市町村等の本事業の関係機関は互いに密接に連携し、支援の対象となった法人等就業研修生が雇用就農者や農業経営者として定着するまで丁寧にフォローするものとする。また、法人等就業研修生を含む新規就農者の交流会の開催に努めるものとする。

第９　その他

１　本事業を円滑に実施するため、都道府県段階の担当者を対象とした会議を開催することができるものとする。

２　第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、本事業の業務の一部を委託できるものとする。なお、委託する場合は、あらかじめ経営局長に届け出なければならない。

（別表１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 補助率 | 補助対象経費 |
| Ⅰ　実践研修支援  Ⅱ　推進事業 | 定額 | 第４の２の規定による実践研修支援のための対象経費  第４の２の（２）に定めるとおり  第２の２の規定による推進事務のための経費  賃金、専門員等設置費、技能者給、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託費、その他 |

（別表２）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 範囲及び算定方法 |
| 賃金 | 事業を実施するために必要となる資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。  　賃金単価については、当該団体内の賃金支給規則、国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。  なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を交付申請の際に添付することとする。  　賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。  　また、事業実施主体は、当該事業に直接従事した従事時間及び作業内容を証明しなければならない。 |
| 専門員等設置費 | 事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。  　専門員等設置費の単価については、当該団体内の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。  　なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を交付申請の際に添付することとする。  　専門員等設置費は、本事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。  　また、事業実施主体は、当該事業に直接従事した従事時間及び作業内容を証明しなければならない。 |
| 技能者給 | 事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し、支払う実働に応じた対価。  　技能者給の単価については、本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。  　なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付することとする。  　また、事業実施主体は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間及び作業内容を証明しなければならない。 |
| 謝金 | 事業を実施するために必要となる専門的知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。  　謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。  　なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付することとする。  　また、事業実施主体に属する者及び臨時雇用者等事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。 |
| 旅費 | 事業を実施するために必要となる資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に要する経費。 |
| 消耗品費 | 事業を実施するために必要となる原材料、取得価格が５万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費。 |
| 印刷製本費 | 事業を実施するために必要となる文書、会議資料等の印刷製本の経費。 |
| 通信運搬費 | 事業を実施するために必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。 |
| 委託費 | 事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の団体に委託するために必要な経費。 |
| 使用料及び賃借料 | 事業を実施するために追加的に必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。 |
| その他 | 事業を実施するために必要となる広告費、文献等購入費、複写費、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等「旅費」で支出されない経費）、自動車等借上料、会場借料、原稿料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費。 |

（注）１　補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。

　　　２　謝金、賃金、専門員等設置費及び技能者給については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

（様式第１号）

令和　年度　雇用就農者実践研修支援事業実施計画（実績報告）書

番　　　　　号

年　　月　　日

農林水産省経営局長　殿

所　在　地

事業実施主体名

　新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年●月●日付け３経営第●●号農林水産事務次官依命通知）別記２の第７の２（実績報告書の場合は第７の３）の規定に基づき、下記のとおり雇用就農者実践研修支援事業実施計画（実績報告）書を提出する。

記

１　事業実施方針

|  |
| --- |
|  |

２　農業法人等就業実践研修支援の実施

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施（予定）事業体数  　うち新規採択  　うち継続 | 事業体  　　　　　事業体  　　　　　事業体 | 研修生（募集予定）数  　うち新規採択  　うち継続 | 人  　　　　　人  　　　　　人 |
| （支援の概要） | | | |

３　事業推進委員会の設置

（１）委員の構成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委員氏名 | 現　　　　　職 | 備　　　　考 |
|  |  |  |

　（２）委員会の開催

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開催時期 | 開催場所 | 内　　容 | 出席人数 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |

４　研修会等の開催

　（１）研修説明会等の開催

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開催地区 | 開催時期 | 開催回数 | 内　　容 | 参加人数 |
|  |  |  |  |  |

　（２）研修説明会等の内容

|  |
| --- |
|  |

（３）指導者養成研修の開催

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開催地区 | 開催時期 | 開催回数 | 内　　容 | 参加人数 |
|  |  |  |  |  |

（４）指導者養成研修の内容

|  |
| --- |
|  |

５　研修実施状況の確認等

|  |
| --- |
| （確認等の実施内容） |

６　担当者会議の開催　※開催する場合は記載すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開催場所 | 開催時期 | 会議の概要 | 参加者数 |
|  |  |  |  |

７　収入

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　　目 | 金　　　　　　　　額 |
| １　本年度補助金交付額 |  |
| ２　その他収入額 |  |
| 合　　　　　　　計 |  |

８　支出

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　　　分 | 金　　　　　　　　額 |
| １　農業法人等就業実践研修 |  |
| ２　推進事業 |  |
| 合　　　　　　　計 |  |

（様式第３号）

雇用就農者実践研修支援事業に係る個人情報の取扱いについて

第１　本事業における個人情報

　本事業において作成し、データベースに登録される個人情報の取扱いについては、事業実施主体、都道府県、市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要がある。

　また、第２に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。

第２　本人に同意を得る内容

　個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられる（別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い（例）」を添付）。

１　事業実施主体、事業実施主体から業務の一部の委託を受けた者、各都道府県、市町村等の関係機関で研修生の情報を共有することにより、研修生が定着するまでの丁寧なフォローアップ活動に利用すること。

２　上記の関係機関が研修状況の確認並びに重複及び虚偽申請の確認のために利用すること。

３ 国が研修実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。

４　１から３までを実施するため、事業実施主体が農業法人等から提出される申請書類等の記載事項を、データベースに登録すること。

５　１から４までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第３　同意を得る例

　個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられる。

１　雇用就農者実践研修支援事業の申請者が研修実施計画書の申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。

２　雇用就農者実践研修支援事業の申請者が研修実施計画書の申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配付し、計画が承認され、交付申請を行う時に、併せて提出してもらう。

３　「個人情報の取扱い（例）」において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載する。

（別紙）

個人情報の取扱い（例）

　以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 雇用就農者実践研修支援事業に係る個人情報の取扱いについて  　事業実施主体は、雇用就農者実践研修支援事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。  　また、事業実施主体は、本事業による研修生の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業の実施のために、提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供します。なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。   |  |  | | --- | --- | | 関係機関  （注） | 国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農林業振興公社、青年農業者等育成センター、市町村、農業共済組合（※　その他追加する機関があれば明確にすること） | |

|  |
| --- |
| 個人情報の取扱いの確認 |
| 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日  　　　　　　　　 （法人・組織名）  　　　　　　　　　氏名（代表者名） |
| 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日  　　　　　　　　 （法人・組織名）  　　　　　　　　　氏名（研修生名） |
| 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日  　　　　　　　　 （法人・組織名）  　　　　　　　　　氏名（研修指導者名） |